

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社又は知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社又は知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)
種 別	事 業 者 名																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
(略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社又は知多メディアネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
(略)	(略)																								

第3-8種契約	KBN株式会社
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和3年10月22日経企第1917号)
この改正規定は令和3年11月1日から実施します。

第3-8種契約	香川テレビ放送網株式会社
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)